

○長谷部委員長 それでは、時間が参りましたので、第17回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

4月に入りまして、審議事項Ⅰ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方につきまして、第14回から第16回の専門小委員会において集中的に御議論をいただいております。これを踏まえまして、今後、審議事項Ⅰについて6月をめどに一定の論点の整理を行ってまいりたいと考えております。

本日の審議でございますが、第16回の小委員会におきまして皆様から頂戴した御意見の主なものがわかる資料を事務局におきまして整理をいただいておりますので、まずはこの内容について御確認をいただくことにいたしたいと存じます。その後ですが、第14回から第16回の専門小委員会におきまして委員の皆様から頂戴した御意見も踏まえまして、総括的な論点整理を行いたいと存じます。これも事務局のほうで関係資料を用意していただいておりますので、事務局のほうから説明をさせていただきます。その後、委員の皆様から自由に御発言を頂戴したいと存じます。

それではまず、第16回、前回の小委員会におきまして皆様から頂戴しました御意見につきまして、事務局のほうから資料に基づく説明をいただければと存じます。

宮地行政課長、よろしく申し上げます。

○宮地行政課長 それでは、資料1をごらんいただきたいと思えます。

前回の主な議論についてまとめております。順次御説明申し上げます。

まず「三大都市圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か」ということで「三大都市圏に生じる課題は何か」ということに関しまして、三大都市圏の中でもそれぞれ局面が違う。また、首都圏の中でも23区と郊外部では違う。全てひっくるめて「人口過密の状況にある」としているのは問題。

1960年代は「過密」と言われたが、現在は、居住環境が改善している。東京は、今後、恒常的に人口減少となる。むしろ、課題は、低出生率、高齢者の急増と単独世帯化。

三大都市圏では、バブル経済期よりは年間所得額に対する不動産価格の割合が下がっている。むしろ、人口減少で不動産価格が下落している地方圏の方が問題ではないか。

東京はずっと「過密」だったのではないか。できる限り国の機関を地方に移すことにより、東京の「過密」は緩和されるのではないか。

23区は三大都市圏の中でも過密と言えるのではないか。都市問題は依然としてあり、「過密と言えない」というのは一般的に受入れにくいのではないか。

一つの地方公共団体の中でも人の分布が不均一であることは忘れてはいけないのではないか。

「過密」については、ベースラインや時間軸のとり方など着目点により、いろいろな見方があり得るということではないか。

2ページに参りまして、大都市周辺の郊外自治体は、団塊世代の大量退職により、住民税が急減。一方、高齢化で社会保障費が増加。さらに、空き家が発生し住宅評価が下がり

ば、固定資産税が減少。主要な財源を失う郊外自治体が徐々に生じてくる。10年先には、相当広がるのではないか。

三大都市圏の中での格差が大きい。郊外自治体の中でも、人口規模、通勤・通学圏等との関係から状況が異なることを踏まえる必要があるのではないか。

実際には、23区に住める余地が出てきている。働く者や子を持つ世帯が23区に流入することを止めるのは難しいのではないか。

三大都市圏の場合は、地方圏ほど追い込まれていない中での人口減少問題への対応であり、検討の観点が少し異なってくるのではないか。

大都市圏の市町村は、地方圏の市町村に比べれば、専門性のある職員もいる。東京都にも専門家がいる。大都市圏が抱える課題の解決は、それぞれお考えいただく、ということしか言えないのではないか。

東京圏は、国が抱える「人口減少と財政改革」という課題を代表して解決していかなければいけないのではないか。東京圏は、市町村合併等の財政上の効果がプラスになりやすい。捻出した財源を子育て環境の整備に投資すべきではないか。

郊外地域は、中心市に吸い寄せられる形で人口減少が生じるのであれば、撤退戦が必要となるのではないか。余力がなくなってから撤退戦をしては、丸ごと切り捨てられる可能性があり、余力があるうちに撤退戦を考える必要があるのではないか。

三大都市圏は、国際競争力を高める目標と暮らしやすい地域を作る目標のどちらの方向で行くのかジレンマがある。中心に集まればいいという考えか、拠点で押しとどめて分散させるのか、都市圏の戦略を考えないといけないのではないか。

大都市において重要なのは、法人の役割。地方自治体の意思形成に、どう法人が加わるべきか、検討してもよいのではないか。

次に「三大都市圏に所在する市町村が、水平的・相互補完的、双務的な役割分担による広域連携をどのように進めていくか」ということに関してでございます。

これまで、基礎自治体の事務を積極的に代行してきた都道府県は、東京都、大阪府、愛知県。このような歴史の中で、今後、どういう「選択と集中」があるのか考えていく必要があるのではないか。

水平的・相互補完的、双務的な役割分担について、必要性の認識はあるが、進んでおらず、その理由もばらついている。広域自治体が垂直的な形で連携していくのか、市町村の水平的な連携を活用するのか、大都市圏には独特な問題が生じているのだろうか。

そのような広域連携が進んでいないのは、ネットワークの形成に課題があるのか。東京圏は23区という大中心があり、郊外自治体がネットワークを作ることを妨げているとすると、その部分に何らかの仕掛けが必要か。

三大都市圏はそれぞれの都市構造と自治制度の違いを踏まえた上で、水平的・相互補完的、双務的な役割分担を考える必要があるのではないか。

多摩地域では競争関係にある市があり、その場合は水平的な連携は難しいのではないか。

競争と連携をどう考えるべきか。

「選択と集中」という言葉は、第30次地方制度調査会答申における「集約とネットワーク」とは、微妙にニュアンスが違うのではないか。

「三大都市圏域の調整」に関してでございます。

三大都市圏域の調整は、既に自主的な取組がある中で、制度を強制することはできないと思うが、人口減少社会において子育て支援や高齢化が進行している中で、何らかの調整の枠組みが考えられないか。

次に、三大都市圏から地方圏への人口移動、地方圏での定住の促進のために施策についてでございます。

まず「三大都市圏のうち、地方圏への人口移動を促進すべき対象をどのように考えるか」に関してでございます。

東京圏への巨大な人口移動を食い止め、反転させるのであれば、強制的な要素を含む制度設計も考えなければいけなくなるが、そういうことはない方が望ましい。今、行われている様々な取り組みを横展開していくしかないのではないか。

地方圏への移住は、なかなか決め手がないので、重層的に対策を打っていくことしかないのではないか。

「地方圏への移住をどのように進めるか」ということに関してでございます。

三大都市圏も含めて子供が増えない限りは移住する人も増えないので、そのための対策をとらなければならないのではないか。

地域おこし協力隊のようなソフト対策は限界もあるので、地方には雇用が作られる構造が必要。ある程度の人口を確保して、様々なビジネスチャンスが生まれやすい状況を作るための政策誘導が必要。

人口の確保にも限界がある地方においては、住民が、割安で効果のあるような公共サービス等の提供を受けられるようにする必要。そのため、公営企業や地方独法をもう少し柔軟に活用して、市町村の垣根を越えていろいろなサービスができる体制を作りやすくすべきではないか。

海士町のような成功事例を波及させていくには、例えば町とNPOとの契約のモデル案を提示する等の支援は考えられないか。

人口1万人未満の市町村において、税金を半額にするがサービスも半分にするような特区自治体を設けてはどうか。

移住を進めるのなら、地域の社会構造も変わる必要がある。自らも変わりながら新しい者を増やしていくことまで見通した地方自治が行われる必要がある。

現状維持思考の首長が、無投票で何度も当選し、現状維持のままというパターンが一番よくない。新しい人材が政治に入る方法や、新しいビジョンを打ち出せる形を支援していく仕掛けを考える必要があるのではないか。

地方選挙で議員のなり手がいない。報酬が低いことが原因。半農・半Xと同様に、半議

員・半X、半公務員・半Xという形が考えられるのではないか。

成功している地方は、議会が壁を作るか作らないか。若い人の言うことを否定せず、育て、助ける、という意識改革をしている地域では、議員のなり手も増える。

移住者の希望は、退職後のスローライフの実現。一方、地方圏の希望は、子育て世代等の移住。したがって、単純に移住者の数を増やせばいいということではなく、ニーズに沿った移住のあり方を考えるべき。

移住促進において、居住移転の自由があることはベースにすべき。金銭的な誘導はいいが、居住移転の自由の制約として動きかねない制度は困る。

「絆」を結ぶことを制度化するというのであれば、同時に「絆」を切る制度も導入すべき。

いきなり移住が難しいならば、ふるさと納税のような金銭を地域に納める仕組みの代わりに、労働力を納めるというアイデアもあるのではないか。

20歳～24歳が極端に東京都へ転入している。首都圏の大学の定員を減らすこと等をすべきではないか。

文科省は既に首都圏の大学の定員超過に厳しい指導をしている。

当調査会において大学の定員に踏み込むことは難しいのではないか。

二地域居住と住所については、1人の人が行ったり来たりする場合と、家族が別々に住んでいる場合とに分けて、考えるべき。

ライフスタイルの変化も踏まえて二地域居住を支援できる仕組みが必要ではないか。選挙権の二重付与は難しいが、もう少し緩やかな制度の検討の余地はないか。

2カ所に住所を持って、選挙権はどちらか一つを選ぶなど、実態に即した制度にしていく必要があるのではないか。

複数のところに居住していることを正面から認める場合には、選挙権だけでなく、税金の問題もある。税金を二重に払うことになると、移住を促す効果が発揮されないので、その部分の調整が必要となるのではないか。

地方選挙において、2つの選挙権を持つこととなったときは、投票価値の均衡について何を物差しに考えるか、非常に難しい理論的な問題が出てくるのではないか。

地域おこし協力隊は、大変成果を出しているが、利用する自治体がこれまで少なかったのはなぜか。各自治体が独自に行う移住促進施策と地域おこし協力隊は、どちらが効率的か。

前回の主な議論は以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明ですが、御意見あるいはここはちょっとニュアンスが違おうといった御指摘がございましたら。

太田委員、お願いします。

○太田委員 9ページの地域おこし協力隊の前の地方選挙における2つの選挙権の問題で

すが、2つの市町村においてそれぞれ1個ずつ持つというケースは憲法上禁止されていないのではないか、だとしても、ということで資料に書いてある問題があるという議論であったかと思えます。この問題だけが書いてあると前提が落ちている気がするので、直すなどしていただけないかと思うのですが。

○長谷部委員長 その辺は後でまた御検討を。

ほかにはいかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、次ですけれども、審議項目Iに当たる人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方につきまして、総括的な論点整理に関する検討に入ってまいりたいと存じます。

それでは、これも関係資料につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、資料2と、これまでもごらんいただいている資料に追加をした部分もございしますが、参考資料1から5までを用意させていただいております。

まず、資料2について御説明をさせていただきます。

審議事項Iの「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」に関しまして、これまで御議論いただいたことを踏まえまして、総括的な論点整理をしていただくという前提で資料を用意させていただきました。

最初に目次のような形で整理をしておりますが、第1としまして、基本的な考え方。第2としては、地方行政体制のあり方としておりますが、これは具体的各論ということで、地方圏、三大都市圏等の順番で御議論いただいたわけではありますが、そうした形に分けて御議論いただいたことを踏まえて整理をいたしております。

順次ごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページからごらんいただきたいと思えます。

基本的な考え方ということで、まず、審議項目を御検討いただいた際にも検討の背景ということで頭の整理をしておりますが、人口減少社会の様相ということで4点ほどを最初に入れております。

まず、地域社会のあり方についてどう考えるかということを入れておりますが、人口減少社会にあっても持続可能な地域社会の形成が求められるということ。

最近の状況としましては、次にありますように、地方自治体の危機意識が急速に高まっているのではないかとということ。

最後の点になりますが、持続可能性を高めていくためには地域の総力を結集して、人口減少がもたらす課題に対応する必要があるのではないかとということで地域社会全体のことについて挙げております。

2ページに参りまして、その中で市町村のあり方についてということになってまいります。

住民に身近な基礎自治体である市町村にありましては、人口食い止め策ですとか、課題

対応策等の人口減少対策を講じるということ。そうしたこともやりつつ、引き続き持続可能な形で人々の暮らしを支える行政サービスを提供する必要があるのではないかとしております。

その対応の仕方といたしましては、まずはそれぞれの市町村が自主的に行政サービスを提供していくことが基本ではありますが、人口減少社会でコストが増大、リソースが限られる状況の中では、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではないという観点から、自治体間の連携で提供していくことをこれまで以上に進めていく必要があるのではないかとという考え方をお示ししております。

このためには、既にいろいろ制度があるわけでありますが、平成26年の改正で導入された連携協約制度を初めとした事務の共同処理の仕組みを活用していくべしこと。

広域連携につきましては、地方圏、三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべきということ。そして、この市町村間の連携を基本としつつ、課題解決が困難な地域につきましては、広域自治体としての都道府県が補完を行うことが考えられるのではないかとという形で整理をしております。

さらに、これまでの御審議を踏まえまして、自治体以外の主体も視野に入れることといたしまして、まず、外部資源の活用を挙げております。リソースが限られてくる中では、自治体間の事務の共同処理の仕組みのほかに、市町村の業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用して、かつ、共同で行える仕組みを充実することも1つの論点としております。

市町村の中の話になりますが、地域コミュニティということで、自治会・町内会等、さまざまな団体の活動がコミュニティを支えているということがあるわけでありますが、公共サービスを支える観点も含め、人口減少社会においてこれらの役割はますます重要となるのではないかとという視点を挙げております。

以上の整理のもと、こうした市町村の役割を考えた場合に、これからの市町村の役割としまして、3ページに参りますが、他の主体と連携して行政サービスを提供することを進めていくことによって節約される資源を、地域が持つ潜在的な力を高める分野に投入して、地域経営の主体としての役割を果たすことが重要ではないかとという視点を挙げております。

一方、都道府県の役割についてでございます。全体的には広域的な自治体としての都道府県が果たすべき役割は重要とした上で、具体的には、広域連携が可能な地域においては、まず、こうした市町村で都市圏の圏域を形成する上で連絡調整機能というものは重要ではないか。そしてまた、その形成が進んだ段階においても、そうした役割が求められるのではないかとしております。

一方で、広域連携が困難な地域におきましては、市町村が地域経営を円滑に行えるように都道府県は、補完機能を発揮することが求められてくるのではないかとしております。

こうした市町村等の地方行政体制に関しましてガバナンスとの関係もいろいろ御議論がございました。人口減少社会でのあり方を考える上でも、ガバナンスのあり方も関連して

くるのではないかという御議論がございました。

そうしたことを踏まえまして、ここにございますように、リソースに限られる中では、合意形成が困難な課題が増大してくることが考えられますので、民主的に合意形成を進めていく上で、地方議会の役割は、重要ではないかということですか、その下にありますが、リソースに限られる中では、事務処理上のミスが増大など、事務処理上のリスクが高まってくる懸念も考えられるところです。

そうしたことで、リソースが大きく縮小する場合における議会制度や監査制度を含めたガバナンスのあり方も課題の一つとなるのではないかという問題意識もお示しをしております。

基本的な考え方の最後となりますが、こうした地方行政体制を以上のような視点で確立していくことがこれから求められております人口食い止め策や課題対応策といった人口減少対策を的確に講じることにつながるのではないかという論点を挙げております。

以上が基本的な考え方でございまして、その後、4ページからはそれぞれの具体の各論ということになります。

まず、4ページ、地方圏から入っておりますが、地方圏の（1）基本的な認識といたしましては、これは前回の第30次地方制度調査会などでも示された考え方でございますが、市町村としては、自主的な市町村合併や事務の共同処理など、そうしたものから最も適したものをみずから選択できるようにしていくことが必要ではないかということの一つの認識にしております。

その中で（2）に参りますが、市町村間の広域連携が可能な地域につきましては、連携中枢都市圏等の取り組みの推進の必要性を①でお示ししております。

②で連携中枢都市圏等の形成のために考えられる論点といたしまして、まず、下から2番目のところにございますが、連携中枢都市、中枢となる都市と近隣市町村については相互依存の関係にあることの認識を前提として、信頼関係が必要ではないかという点。

そして、その次にありますように、特定の課題にとどまらず、幅広い分野の課題について総合的な検討ということが必要ではないかということも挙げております。

5ページに参りまして、議会や住民の役割でございまして、相互依存関係を前提とした信頼関係というものは、議会同士でも重要ではないかということ。

首長あるいは議会は、圏域全体のまちづくりの方向性を示すという中で説明責任を果たすべきではないかということも挙げております。

住民についてでございますが、住民が都市圏等の形成の意義を共有するということで、当該圏域としての一体感を醸成することが必要であること。

企業につきましては、経済活動などを行う中で、市町村に積極的に問題提起をしていくべきではないか。住民、企業の役割についても入れております。

以上のことも踏まえまして、住民、企業やNPOなど、多様な構成員からなる協議・懇談の場を設けて進めていくべきではないかという論点でございまして。

最後に都道府県の役割といたしましては、基本的には関係市町村の話し合いを基本とするわけですが、都道府県は、関係市町村から求めがある場合などには必要な連絡調整を積極的に果たすべきではないかという視点を挙げております。

次に、この連携中枢都市圏等における取り組みの強化・充実の考え方といたしまして、まず、期待される取り組みとしておりますが、形成の当初は、比較的連携しやすい取り組みから始めることが重要ではないかということですが、その次でございますように、将来的には、人口減少の進行に応じて、例えばインフラの広域再編等のように合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければいけないような困難な課題に対応していく必要があるのではないかという観点を挙げております。

次に、6ページに参りまして、この取り組みを進めるための地方行政体制の整備について、以下でそれぞれ個別に論点を挙げております。

まず、権限移譲の関係でございます。都道府県の権限に属する事務につきまして、中枢都市には移譲されていますが、近隣市町村には移譲されていない事務につきましては、都道府県が条例による事務処理特例を活用した積極的な権限移譲をすべきではないかということ。

財政的支援としましては、圏域を形成することによって実行できる取り組みですので、圏域を形成するために発生する需要について適切な財政措置をすべきではないかという点です。

職員交流についてでございますが、市町村職員同士の交流を進めることで圏域意識の醸成が図られることも期待できるのではないかという点を挙げております。

さらに、連携手法の選択肢の拡大といたしまして、現行の事務の共同処理の方法に加えて連携手法の選択肢をふやすため、業務執行について、外部資源を活用し、かつ、共同で行える環境を整備するべきではないかという点を挙げております。

議会、住民の役割に関してでございますが、議会が圏域全体の取り組みについて不断にチェックをするという必要性。これを踏まえまして、関係市町村で情報を共有する仕組みの必要性を挙げております。

都市圏等の取り組みにおける都道府県の役割でございます。都道府県が広域自治体として事務を行っているものにつきましては、連携中枢都市圏等の取り組みをサポートするように協力関係を築く必要があるのではないかということに加えて、次の7ページに参りますが、県境にまたがる場合もございます。こうした場合については、関係都道府県と連携中枢都市圏等の市町村が十分に協議調整をすべきではないかという点でございます。

次に、市町村間の広域連携が困難な地域についてでございます。

基本的な認識といたしましては、都道府県の役割がより重要性になってくるのではないかということですが、この都道府県の補完につきましては、市町村の事務を全てかわって行うことは現実的ではなく、一定の限界があることにも留意をしながら補完の対象となる市町村、対象となる事務、方法などの考え方を整理する必要があるという観点を踏



まえまして、以下に考え方を整理しております。

まず(a)でございますが、補完をする必要性を検討する上での判断要素でございます。客観的要素としましては、中枢都市等から距離があることなどが考えられるわけでありませんが、そうした客観的要素を満たしていれば必ず補完を行うということではなく、市町村と都道府県の合意が必要であることが前提ではないかということがございます。

補完は、市町村の申し出などによりまして、市町村と都道府県が協議をして行うこととすべきではないかということでございます。

結果としまして、同じ都道府県内でも、市町村ごとに補完される事務が異なっていたとしても、許容されるべきではないかということも挙げております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思っております。

8ページは補完の対象となる事務についての考え方です。

基本的な考え方としましては、都道府県が補完しようとする場合も、都道府県に当該事務を処理する体制が必要ではないかということも基本的な考え方とした上で、まず、補完の対象としやすい事務、都道府県も同種の事務を処理している場合は、都道府県は事務を処理する体制を整えやすいので、容易ではないかという点でございます。

次に、補完の対象とするには時間を要するのではないかと考えられるものでございますが、関連する事務を分担してやっているような場合には、都道府県で職員の育成など事務処理体制を整備するのに時間を要する場合があるのではないかとこの点でございます。

さらに、都道府県では主たる事務を行っていない住基、戸籍等のような場合は、体制整備にコストが大きいことも考えられますので、補完事務として適当かどうかは慎重に検討する必要があるのではないかとこの点でございます。

いずれにしましても、こうしたことを踏まえまして、補完の対象とする事務については、人口減少なども見通しながら計画的に考える必要があるのではないかとこの視点を挙げております。

この都道府県の補完によってかえって調整に時間をとられてしまうことがないように留意をする必要があるという観点も挙げております。

補完の方法といたしましては、連携協約の仕組みですとか、代替執行なども含めて事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じて活用することが重要ではないかとしております。

次に、9ページに参りまして、補完の方法の具体的なやり方でございます。

都道府県が補完をするために都道府県の出先機関を各市町村に新たに置くことは現実的ではないのではないかとこのことで、執務スペースを共有化したり、市町村のほうに定期的に訪問するといったやり方が考えられるところではありますが、いずれにしましても、この補完の方法については、事務の態様や地理的条件に応じて、効率的で効果的な方法を工夫することとするべきではないかとしております。

次に、都道府県の補完以外の方法ということについても御議論がございました。

基本的な考え方でも外部資源の活用という論点を出してはございましたが、これを具体化し

ていく論点となろうかと思えます。

まず、そもそもという話であります、都道府県の補完を考える前に市町村において事務の必要性を含めて見直して、他の市町村のノウハウや外部資源も活用しながら、効率的かつ効果的な執行を行う。まず、みずからで考えていただくことが当然ではないかというところから始まるかと思えます。

都道府県の補完を行うために時間を要する事務あるいはコストが高くなるような事務につきましても、都道府県の対応ということの前に、事務の共同処理以外の方法として、外部資源を活用するという観点から、民間委託を活用することも考えられるのではないかとしております。

事務局のほうでいろいろ状況を調べていたところではありますが、民間委託の状況としましては、その次にありますように、単純な定型業務を中心に活用が進められてきている状況にありますが、近年、いわゆる窓口業務で法令に基づく申請の受付などの定型的業務についても、取り組みが始まってきているところです。

ただ、現状では一定の限界がございます、その次に挙げておりますように、その一部に審査あるいは交付決定などの公権力の行使が含まれる場合には、一連の事務の一括した民間委託ができないということで、効果的な委託が難しいという状況がありまして、特に規模が小さい市町村を中心に、民間委託を行いつらい状況がございます。

こうした状況を踏まえますと、公権力の行使を伴う事務も含めて外部資源を活用して処理をするためには、地方独立行政法人の仕組みを活用しまして、効率的かつ効果的にサービスを提供することができないかという考え方をお示ししております。

自治体からのヒアリングなどでも関連する指摘がございましたが、市町村間の広域連携が困難な地域では、事務量が少ないことから、単独で委託しては委託先の確保が困難であることを踏まえますと、地方自治体が連携して、地方独立行政法人に、市町村にかわって特定の事務を処理させる方法が考えられないかということを考えております。

10ページからが三大都市圏についてでございます。

三大都市圏について、まず、基本的な認識でございます。

三大都市圏につきましても、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次の都市圏域である必要がある一方で、出生率は低く、高齢化も急速に進行していることが状況としてございます。また、単独世帯の高齢者が急増するのではないかとございます。

それに加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進んで、一斉に更新時期を迎えることが予想されることがございます。

特に、郊外部では、生産年齢人口の減少、急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要があるのではないかとこの点も挙げております。

人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激でありますので、より厳しい状況に直面するのではないかとこのことを基本的認識として挙げております。

その次にありますように、三大都市圏ではこうした危機意識が十分であると言えるのかどうかという問題意識を踏まえまして、その次にございますが、三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するかを検討する必要があるのではないかとこの点を挙げております。

このためには、現在ある既存の枠組みなども活用しながら、自治体が共同して対応を検討すべきではないかという考えをお示ししております。

次に、11ページは市町村間の広域連携についてでございます。

三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められるのではないかとこのことを基本的な考え方としまして、地方圏よりも交通機関が発達していますので、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすいのではないかとこの視点を挙げております。

また、地方圏に比べて市町村合併が進んでおらず、広域連携をより進めるべきではないかということが言えようかと思えます。

連携のやり方としましては、三大都市圏の市町村の状況としまして、規模・能力は一定以上ございますが、昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在しますので、地方圏のような形ではなく、水平的・相互補完的、双務的に役割分担を行うことが有用ではないかとしております。

広域連携のきっかけということでございます。なかなか今、十分に進捗しているとは言いがたい状況ではないかという認識を踏まえまして、資料でお示ししたことがございますが、公共施設等の総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方などの議論をきっかけにして、この連携を進めることが有用ではないかとしております。

この項目の最後では、三大都市圏の都道府県が市町村に対し的確に情報提供して、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきではないかという考え方を入れています。

次に、12ページでございます。

東京圏と地方圏としておりますが、主に地方圏への人口移動についての論点であろうかと思えます。

移住を促すためには、東京圏に住む人々が地方圏との絆を維持することが大事ということ踏まえまして、なかなか複数の住所を有することまでは難しい問題がございまして、地方圏にある市町村がつながりのある者を把握して、定期的に情報を提供すること、あるいは地域の課題について意見を求めるといった工夫を行うことは可能ではないかということでございますが、ただしということで、こうした仕組みを設ける場合には、居住移転の自由を制約するものとならないように留意が必要ではないかということでございます。

段階的な移住としまして、地方圏での生活を徐々に体験しながら、いわゆる二地域居住を経て、移住を進める方法もあるのではないかとした上で、移住を促すための方策の一案としましては、二地域居住をする者の生活を支援する目的で、公の施設等の住民に対する

行政サービスについて、住民以外の者でも地方自治体が認める者に対して提供すべきかという論点を挙げております。

「地域おこし協力隊」のように、住民票を地方圏に移した形で生活を体験してもらう方策も有用ではないかという視点を挙げております。

受け入れる自治体としましては、新しい人材が地域経営に参画することや、新しい提案を受け入れる土壌をつくる必要があるのではないかという考え方を挙げているところです。

総括的な論点整理、資料2については以上でございます。

引き続き参考資料について補足的に御説明をさせていただきます。まず、市町村課長のほうから。

○小宮市町村課長 参考資料1、連携中枢都市圏等関連資料の24ページをごらんください。

追加の資料でございますけれども、連携中枢都市圏構想の推進に向けた関係各省による支援策ということで、24ページが総務省の情報通信関係の事業。25ページが厚生労働省の雇用や医療、保育所の広域入所の関係の事業。26ページが農林水産省で食のモデル地域育成事業ですとか、水産関係、森林関係の事業。27ページが経済産業省で戦略産業分野のための基盤整備ですとか、電源立地関係の補助金。最後に28ページで国土交通省の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、公共交通、鉄道関係の事業でございます。これらの関係各省の事業につきまして、連携中枢都市圏の関係の市町村に対しまして補助金や交付金の交付に当たりまして一定程度の配慮をしていただくことになってございます。

次に、参考資料2の1ページをごらんください。

連携中枢都市圏の形成の動きでございますが、前回の会議以降、一番最後の宮崎市におきまして都市圏ビジョンを5月12日に公表されましたので、正式に形成されたということで、現時点まで4つの都市圏で形成がされたということでございます。

以上です。

○宮地行政課長 続きまして、参考資料3をごらんいただきたいと思っております。

3で追加をいたしましたのは、18ページからでございます。先ほど外部資源の活用という論点を出させていただいております。それに関連しまして、国、地方公共団体の主な外部資源の活用に関する制度の沿革ということで整理をしております。

PFI制度の導入、独立行政法人制度の導入、これは国であります。指定管理者制度の導入が16年に行われております。国の独立行政法人の制度を踏まえまして、16年には地方独立行政法人制度が導入されております。そして、市場化テストの導入などが行われている状況でございます。

次に、民間委託の状況でございますが、20ページ、21ページにまとめておりますが、20ページにございますように、市町村では、ここに挙げております業務につきまして民間委託が進んでいる状況でございます。さらに、窓口業務につきましても一定、民間委託できる業務内容が整理されておりますので、それを踏まえながら窓口業務についても民間委託が進んできておりますが、21ページの表をごらんいただきますと、特別区ですとか、指定

都市、中核市あたりまではかなり委託が行われている状況にございますが、それ以外の市あるいは町村では比較的少ない状況にございます。

続きまして、窓口業務の民間委託の具体例でございます。これを22ページにお示ししております。

23ページは、公の施設の指定管理者制度の概要でございます。この制度改正によりまして、民間事業者等が参入できるようになったところでございます。

24ページは、指定管理者制度の導入状況です。

25ページが先ほど論点のところでも出てまいりましたが、地方独立行政法人の概要でございます。目的のところでございますが、公共上の見地から地域で確実に実施される必要がある事務・事業の中で、従来は自治体が行っていたものが考えられるわけでありましたが、この自治体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないといった事務につきまして、地方独立行政法人に効率的かつ効果的に行わせるという仕組みでございます。自治体が法人を設立し、中期目標の指示のようなことは行いますが、あとはこの法人の自主性に業務運営を委ねることが基本になってまいりますので、そうしたことで効率的、効果的な業務運営が期待されるものでございます。

26ページは、独立行政法人の設立状況でございます。

次に、参考資料4をごらんいただきたいと思っております。

参考資料4で追加をいたしましたのは、13ページからでございます。

都市の過密の度合いについて前回御議論がございましたので、その関連の資料を入れさせていただきます。

13ページは、世界の大都市の人口密度ということで、東京はかなり高い部類に入っているという形でございます。

14ページからは、郊外部と都心部との違いの検討の視点についても御議論がございました。それに関する資料でございます。

14ページ、15ページ、16ページは、赤い数字が減少率が高いところございまして、青いところが増加率が高いというものでございますが、都心のほうが比較的全体としてもこれから増加が見込まれる一方、郊外のほうは減少が見込まれるところが多いという状況でございますが、さらに年少人口、生産年齢人口はその傾向がさらに顕著になってきているのではないかと見てとることができます。

17ページ、18ページ、老年人口、高齢者の単身世帯数の関係でございます。これは少し色が逆でございまして、赤のほうが増加率が高い資料になっておりますが、都心部、郊外部とも増加率が高いという状況になっているところですが、都心部などはかなり率が高い状況が見てとれようかと思っております。

19ページから21ページにつきましては、市郡部、いわゆる郊外部の人口増減の状況でございますが、2番目に「都内間の移動増減」というものがございます。平成10年より前はどちらかといいますと、郊外部のほうへの転入超過が続いていたわけでありましたが、最近

は都心部のほうに人口が移動している状況が都内の中でもあるということかと思えます。

20ページは名古屋圏、21ページは大阪でございます。

名古屋圏も同様の傾向でございますが、まだ都心への回帰の傾向はそれほどない状況かと思えます。

21ページは大阪の状況です。早いうちから都心のほう、平成10年以降、都心のほうに転出する傾向が出てきているわけでありましたが、さらに他県にも転出していく状況も見ることができます。

以上が参考資料に追加した資料の御説明でございました。

御説明は以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明ですが、何か御意見あるいは御質問等ございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 全体の設計の問題かもしれませんが、審議事項Ⅰの読み方ですが、人口減少社会に的確に対応するという、地方行政体制のあり方というものを、市町村行政体制のあり方とある程度限定して、都道府県はそれの足りないところの補完に入るのだという設計ですが、地方行政体制のあり方というのは市町村体制だけでいいのか。

都道府県体制のあり方というものがもう一つ、私はあると見るのですが、それは完全に外れているのですが、今まで議論が全くなかったわけではないと思うのですが、整理の仕方について、市町村体制のあり方にある程度絞り込んだという、どなたに聞くというわけではないのですが、こういう設計でいいのかどうか。

人口減の動きというのは市町村だけではなくて都道府県もいろいろ濃淡がありますね。消滅自治体的な表現をしている幾つかの県の指摘もあると思うのですが、そういう都道府県体制そのものの議論をしなくてよろしいのでしょうかという質問か、意見か。ちょっと整理の仕方について焦点を絞り過ぎな感じがするのですが。

○長谷部委員長 そういう問題提起として受けとめて。

○佐々木委員 私は広げたほうがいいと思えます。

○長谷部委員長 わかりました。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 文言について確認をしたいのですが、2ページの下から3つ目のポツで「外部資源の活用」というのがございまして、そのほかにも、6ページの下から3つ目のポツでやはり「外部資源を活用し、かつ、共同で行える環境を整備するべきではないか」ということがございます。これは確認ですが、外部資源を活用するということと、かつ市町村が連携、共同して外部資源を活用する仕組みを整えることを指しているということですのでよろしいのかということですか。つまり、外部の資源と共同するというのではなくて、市

町村間で連携、共同して外部資源を活用できる体制あるいは仕組みを整理すべきということによろしいのでしょうかということを確認したいというのが1つです。

これは少し中身にかかわるかもしれませんが、今、佐々木委員からも御指摘がありました、都道府県の役割について幾つか言及がございます。

5ページの③の上のポツです。「連携中枢都市圏等の形成における都道府県の役割」については「必要な連絡調整を積極的に果たす」ということが書かれています。これに対して、6ページの一番下のポツの「連携中枢都市圏等の取組における都道府県の役割」というところは「取組をサポートするよう、協力関係を築く」ということになっています。ここはコミットの仕方がこの表現で違いとして認識されてこういう書きぶりになっているのかどうかということです。連携中枢都市圏等の形成あるいは運用に際して、国あるいは都道府県は助言や支援を行うという形になっていたと思います。この助言と支援という話と、今回の連絡調整あるいは取組をサポートするという、その書き分けの背後に何か考え方があるのかどうかを確認させていただきたいということです。

とりあえず、その2点でございます。

○長谷部委員長 2点、これは御質問だと思います。

宮地行政課長、お願いします。

○宮地行政課長 まず、第1点目の点でございますが、外部資源の活用ということで考えた場合は、市町村、行政以外の主体にこれまで市町村がやっていた業務などを担っていただくようなことをまずは想定していますが、それを実際行う場合には、単独の市町村だけではなく、市町村が共同して外部資源とされる別の主体をお願いをすることが想定されるのではないかと、この2段階であろうかと思えます。

都道府県の役割ということでございます。事務方で書かせていただいた考え方を申し上げますと、まず、5ページの形成における都道府県の役割と申しますのは、まさに圏域をつくっていく場合にも、これは基本的には市町村同士でお話し合いをしていただくのが基本ですが、そこに都道府県の連絡調整が入って行って、場合によっては、その状況によっては積極的に役割を果たしていくべきではないかという考えでございます。

一方で、6ページの一番下のところは場面が少し異なりまして、例えば医療圏の問題ですとか、都道府県が広域自治体として事務を行っているものについて、この圏域をつくる上で必要があればその対応をサポートしていくべきではないかという考え方でございまして、圏域の形成に当たっての役割ということと、都道府県がみずから行っている事務でその圏域の形成に関してかかわっていく場合に都道府県がかかわっていく場合と場面が違うものを想定しているところです。

連絡調整の点と助言の話は基本的に同様のことを考えていますが、まだその辺は用語の使い方等が練れていない部分があるかもしれませんので、それは引き続き検討させていただきたいと思えます。

○長谷部委員長 よろしいですか。伊藤委員御自身のお考えは何かございませんか。

○伊藤委員 恐らく形成の場面において、もちろん市町村が自主的に圏域を設定するのは当然ですけれども、場合によっては、もう少し強い都道府県のコミットメントが必要な局面もあるかもしれないというのが1つです。運用局面でも、やはり都道府県の役割というものがもう少し積極的に考えられる場面があるかもしれません。もちろん市町村が自主的に行うというのが大前提です。ただ、それもケースバイケースですので、ここの書きぶりについて助言・支援と、連絡調整の中身はもう少し議論したほうがよいと思います。連絡調整というと単に情報提供するイメージで捉えられるような気もするのですが、助言・支援というともう少し深いコミットメントというイメージがあります。形成と運用の局面における役割が違うというお話は理解できますし、それぞれのケースによっていろいろ違うと思いますが、そこは慎重に書いたほうがいいのではないかと考えています。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員 まず、伊藤委員の第1点目のご質問の外部資源につきまして、もう少しお伺いしたいと存じます。資料2の9ページでは、「外部資源の活用」という表題のもとに地方独立行政法人の活用ということを御提示いただいております。前回に議論が出たようですけれども、あわせて参考資料3の25ページを拝見いたしますと、現在、対象業務がいろいろありますが、こういう中で新たに地方独立行政法人をこの局面で使っていくことがどのような意味を持つのか、わからないところがございます。

確かに、窓口業務の民間委託につきまして、参考資料3の21ページのところで町村の段階では2%というデータをお示しいただいており、宮地課長の御説明の中では、ヒアリングによっても、一括した民間委託が難しいからこういう状況なのだというお話がございましたが、窓口行政については、特に町村レベルでは、住民との接触の機会も含め、その重要性が認識されているということはないのだろうかという素朴な疑問も覚えました。

もう1点、市町村のこれからの役割につきまして、資料2の3ページの最初のところで、「地域経営の主体」という言葉が出されております。私は自覚的に読んでおりませんでしたもので、これがどういう意味なのかをお伺いしたいと存じます。

これまでは総合行政主体ということで、2のページでも総合行政主体の役割ということはお示しいただいておりますが、地域経営の主体ということになりますと、この資料の中で「効率的かつ効果的な行政サービスの提供」という言葉が繰り返し出ておりますように、こういうことをイメージしているのだろうか。ただ、この「効果的かつ効果的な行政サービスの提供」はむしろ広域連携のほうで担っていくことをイメージしているようにも読ませて、そういたしますと、基礎的地方公共団体である市町村の固有の役割はどういうものになるのか、質問させていただきたいと存じます。

○長谷部委員長 これも宮地行政課長、よろしいですか。

○宮地行政課長 まず、第1点目の点でございますが、先ほど主な議論のところでも前回の



御議論もごらんいただきましたが、ページでいきますと7ページであります、公共サービスのこれからの提供の仕方としては、公営企業や地方独法をもう少し柔軟に活用するという視点がありました。これまでの自治体からのヒアリングなどでも、自治体みずから行うということではなく、少し別の形で何かできないかという問題提起もございました。さらに、委員の皆様からも御指摘いただきましたのは、まず、市町村みずからやるのが大事ということと、民間委託を活用すべきではないかという御議論もあったところです。

そうしたことで少し頭の整理をしていきますと、9ページにございますように、民間委託の活用が今までも進んでおりますので、これも一つ、市町村で取り組んでいただくべき方策かなということが考えられますので、それをまず一つ論点として挙げております。

その中でいろいろ市町村の実態を伺う中で、民間委託を進める上で市町村がやはり公権力の行使を担う部分がどうしてもありますので、その点が一つネックになるということが9ページの真ん中のあたりに、問題意識を市町村の状況を踏まえたものを挙げておりますが、公権力の行使が残る部分については市町村の職員がみずからやる。それ以外の委託できるところは委託するということになりますと、どうしても民間委託が効率的にできないというところで、それぞれの町村で二の足を踏んでいる状況がございますが、その一方で、窓口業務につきましては、市町村の存立の一番基本的なところにかかわるという考え方もございますが、業務の内容については定型的でありますので、そうしたところについてはある程度ほかにお任せをしながら、もう少し今後の市町村の行く末を考えるような、あるいは先ほど地域経営という話も出てまいりましたが、地域のそれぞれの活性化を図っていくようなところに資源を投入できないかという市町村の問題意識もあるように聞いておりますので、そうした何かネックがあるようでしたら、それを解決する方策がないかということで一つ考えられますのは、ある程度市町村の行っていた事業を行うことができる仕組みであります地方独立行政法人の活用というのが考えられるのではないかとということで少し論点として挙げさせていただいた次第です。

次の点でございますが、3ページの地域経営の主体ということでございますが、市町村は総合行政主体であるということは、2ページにもそういう趣旨のことを挙げております。その中で、ここの部分は行政サービスの提供全般のことの中でどういう分野に重点を置いていったほうがいいのかという方向性の話でございまして、まさに地域が持つ潜在的な力を高めるという点に着目して、地域の力を高めていくという観点から、少し地域経営の主体という言い方をしたわけではありますが、全体としては総合行政主体としての中に、役割に入ってくるものだと思っております。この用語が適切かどうかについてはまた御意見等を引き続きいただければと思います。

○長谷部委員長 飯島委員、よろしゅうございますか。おわかりいただいたところで御自身のお考えは何かございませんか。

○飯島委員 地域経営の主体ということに関しまして、おっしゃっていただいた地域が持つ潜在的な力を高めるというのは恐らくそうだろうとは思いますが、広域連携のほうで

も、圏域単位で圏域ビジョンを作成し、圏域全体で戦略的な経営を展開していくということになりますと、そういった広域の連携がありながら、しかしなお、市町村の基礎的的地方公共団体の要であり続ける部分は一体何なのか、私自身も考えたいと思っております。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

太田委員、お願いします。

○太田委員 先ほど飯島委員がお聞きになった地方独立行政法人の取り扱いのところと、総合行政主体、地域経営の主体の問題と、一番最初に佐々木委員がおっしゃった都道府県の扱いの3点について質問と意見を述べたいと思います。

まず、地方独立行政法人の扱いなのですが、お話を聞く限りでは、今、用意されているどの類型にもちょっと当てはまらないのではないかという気がするのです。お話を聞いていると、どうも窓口業務を民間委託しようとしても、公権力の行使があるので、その部分に地方独法の手伝いを得られないかというイメージで理解されているようです。そうすると、いわば公権力の行使も含む窓口業務を一括的に請負か、ないしはそこに直用の職員にかわって地方独法から人が派遣されてくるとか、そういうイメージで捉えておられるような気がするのですが、そうすると、これは公務員型であることが望ましいのではないかと思います。少なくとも、公務員型の可能性があるだろう。

また、公務員型であるかないかは別にしても、公共施設の設置管理とかには当てはまらなさそうですし、地方公営企業なのかということと、窓口業務は独立採算でやってくださいというのももちろん考えられますが、要するに公務員型の窓口関係事務専門の請負ないしは派遣をやる地方独法をつくるということになって、普通の場合に地方公営企業で考えているのとはちょっと違うだろうなという気がするのです。

そうすると、別にこれ以外の類型をつくれないということもないでしょうから、つくってもいいのですが、要するに窓口業務専門の地方独法を類型として新たに起こしてもいいのですが、そのガバナンスが、例えば県から職員の派遣を受けるとか、あるいは何らかの一部事務組合を作って公務員の数を皆でもう少し雇えるようにする。それで、あちこちに専門的に窓口専門の人を統一的に雇って動かす、例えば今の実務で言えば、私の脳裏にあるのは、徴税をやる事務組合のようなものですが、そういうものをつくって、そこから人を動かすのに比べて何かメリットがあるのか。メリットがあるとすれば、地方独法のほうがひょっとすると、専業でやっているなので人件費が安く上がるかもしれないということだろうと思うのですが、町村部とか、中核市になると、実はそもそも公務員の給料ももう安くなってしまっており、民間に頼んだほうが必ず安上がりだということにもならないということはないだろうか。

その辺のチェックをしておかないと、ここで言うのもなんですが、何だかよくわからない独立行政法人が1個ふえて役人さんが喜んでいて、というようなことにはならないようにしておく必要があるのではないかと思います。その部分は、今後、我々の委員会で詰め

られるのだらうとは思いますが、どこまで詰めてこれを総括的な提案、論点整理として事務局がお出しになってきたのかを少し確認させていただきたいと思います。

2番目に、地域経営の話と連携の話を聞いていると、どうも連携においても2つの問題が議論されているように思えます。1つは、連携することで圏域における企画立案といえますか、ある種のヘッドクォーターみたいな役割を連携してやっていこう、そのときには中核市を中心に圏域として何か、圏域全体のことを目配りして企画立案してほしいという、地域経営の中でも企画立案部分に当たるものを連携するという側面がみれとれます。これに対して、今一つには、先ほどの地方独法を利用してとか、外部資源を利用してという話は、要するにある町、村の公務員が企画立案に集中できるように定型的な業務は外へ出したい、それをもってある種の連携ないしは連携にかわる補完、補完にかわる外部資源の利用と考えておられるように見えます。それぞれの局面、局面でお考えになっていることはわかるのですが、全体としてそれで整合的な連携のイメージがとれているのか。連携ないしは補完のイメージがとれているのか。

何となく都道府県による補完を考えるとときには、どちらかという、その市町村の総合行政主体性と地域経営における企画立案機能は市町村が持つので、そこでできないものは都道府県に任せると、このような感じだったような気もするのですが、それだと、それぞれの文脈で説明されていることはわかるのですが、全部が整合的な絵になっているのかがどうもいまいよくわからないのです。その部分をどういう感じで整理されているのか。あるいはその辺は委員が好き勝手言ったことをまとめて論点にしたのだから、それはお前らが考えるということであるのか、その辺、事務局はどんなつもりでお書きになったのかを少しお聞かせ願えればと思います。

最後に、佐々木委員がおっしゃった都道府県体制も地方行政体制ですねというのは、それはそれで、佐々木委員の今までの話からすると、だからまた道州制なのかななどと余分なことを考えるわけですが、私は今のところ、今、言っているようにすごく論点は複雑で、これ以上ややこしいことを考えない、方程式の変数をふやさないほうがいいだろうと思うので、私は今回はやめておいたほうがいいのかと思います。佐々木委員のように、さらに都道府県体制をもう1個余分に論点として入れるなどというのはもうやめたほうがいいのか。

特に今回の、これは諮問事項の解釈の仕方にかかわりますが、問題意識は、要するに人口減少社会の下で、総合行政主体と言ってきたものの行政能力がやはり落ちていく、結果として住民に対するサービスをきちんとできなくなるのではないかとという問題意識だろうと思うのです。そのときに、いかに住民サービスの水準を維持できるかという工夫を考えるとということからすると、その答えとしては、ある種、大きな図を描くというよりは、地道に一步一步地上戦をやるというタイプの作業がこの委員会には求められたのだらうと思います。

そうすると、今のところ、都道府県の補完能力はある程度前提にできるのではないかと。

もちろん都道府県が都道府県の補完能力もないという小規模都道府県で、そんなに市町村から頼られてももうだめだ、そういう能力を持っているのは国ぐらいしかないのではないかと、国の前に都道府県を合併して、何とか道州制で、そこで地方自治の枠内で補完をできないかとか、将来的な可能性として都道府県に対する補完とかを考えていくこともあるのではないかと私も今日見ていて思ったのですが、しかし、だとしても今、それをここでやって、さらに議論を複雑化、混乱させる必要はないのではないかとというのが私の差し当たっての意見です。

○長谷部委員長 御質問にわたる点については宮地課長、いかがですか。

○宮地行政課長 まず、第1点目の点でございますが、今の地方独立行政法人法の仕組みは、業務を列挙していますので、まさに御指摘のとおり、この業務をやるようなものを想定するとすれば、恐らく法律の制度改正を念頭に置かないといけないのではないかと考えています。これまでの議論の流れの中でこうした論点が出てきたという認識もございまして、その意味では、さらに今、いろいろな詳細な制度設計をしているわけではございませんので、今、御指摘いただいたお話あるいはこれからもいただくであろうお話も踏まえながら、こちらでもいろいろ詰めていきたいとは思っています。

次の都道府県の補完あるいは地域の経営主体等々の話でございますが、ここはなかなか今、御指摘いただいてすぐまとまった考えをお示しできる状況にございませんので、その点もまた皆様から意見をいただきながら、事務局としても整理をさせていただければと思います。

○長谷部委員長 太田委員、それでよろしゅうございますか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 道州制の話をしているわけではないのですが、人口減少の動態が相当、西日本と東日本、北海道と比べると、極めて特徴的なところがありまして、例えば出生率の高い県は沖縄県が一番なのですが、1.94%から始まりまして、宮崎県、島根県、長崎県、この辺で1.64%でとまるのです。これは全て西日本の県なのですが、それに対して北海道が1.26%と、これは首都圏の神奈川県より低いのです。宮城県が1.34%、秋田県が1.35%と、これはほぼ千葉県と同じなのです。

例えば人口減少対策として2つの話を、ひずみ対策と食い止め策とが軸に入っていると思うのですが、例えば子ども手当をふやして、子育て支援環境を整備すれば、現在より0.3%とか、0.5%ぐらいは出生率を引き上げることは可能かもしれない。だとして、それで2.0%近くに届くのは九州、沖縄だけなのです。これはもしかして人口自然減社会からその部分だけは脱却できる可能性がある。それに対して、東北、北海道を見ますと、それぐらい上げても1.6%から1.8%程度どまり。ですから、人口自然減社会からはどうも脱却できない。増田寛也氏たちが言っている地方消滅はどうも東北、北海道のいわゆる農村的な県とか、地方都市的な県しか持たないところから現実化する可能性がある。

市町村が住民に一番近い小売店みたいな仕事をしていますので、確かにそこは問題なの

ですが、都道府県といっても、そんなに安定した存在ではなくて、それを少し広げたものが府県みたいなものになっていますので、市町村だけを問題にして人口減を語るというよりは、やはりそれと連動するところが相当、府県レベルでありますので、そこをやはりダイナミックにある程度えぐるという一つの書き方があるのではないかと。

もう一つ、三大都市圏の話でいいますと、三大都市圏も大都市はそのまま大丈夫かという話がこれから出てくると思うのですけれども、余りにも、私の感覚ですが、この設定が人口減に対して国民が抱えている危機感とはちょっと違う、総務省の市町村課中心の市町村行政体制のあり方だけを議論しているように思うのですが、それでよろしいのでしょうか。私は違うのではないのでしょうかということを実は申し上げたい。必ずしも道州制の話ではないのです。

○長谷部委員長 問題提起として受けとめさせていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。

大山委員、お願いします。

○大山委員 太田委員のお話を伺っていて、今まで何となく自分の中でもやもやしていたところが少し形ができたので、意見を述べさせていただきたいと思います。

地方行政体制と言うのだったら、かなり重要な部分を担っている地方公務員の仕事の仕方をどうするかをもうちょっと議論すべきではないかと思うのです。

前にもほかの方からの御指摘があったことですが、地方公務員は今、数も減っていますし、いろいろなアイデアを出してもらいたいものだけれども、そういう企画力みたいなものが下がってきているのではないかという問題があるのではないかと考えています。そのために日常的な定型的な業務は外に出してしまっていて、そっちに特化するということをもしかしたらお考えかもしれないのですが、実はそうではなくて、業務の中からいろいろなアイデアが出てくるので、それで本当にいいのかなというのは若干疑問に思っています。

連携協約等でどういうことに使うかということですが、それも公務員がお互いに刺激を得て、新しいことを思いつくきっかけになるような使い方の連携もあり得るのではないかと思いますので、一言述べさせていただきました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

小林委員、お願いします。

○小林委員 先ほどの地方独法ですが、もともと窓口業務において定型的な業務がある。それから、審査とか、交付決定とか、公権力の行使が含まれるようなものもある。とはいっても確かにわかるのですけれども、実際は、審査といっても大部分が申請書の記載がきちんと書かれているとか、住基カードの確認が中心なのです。交付決定といっても仰々しいことをするのではなくて、実際は現場で非正規の方がやっているというのかなり多いと思うのです。私も去年、監査でいろいろ現場を見て思っていたのですが、いわゆる窓口業務は果たして、3年か4年ごとに正規の職員さんが異動で来て、これをやらなければ

いけない仕事かなと思っていたのです。

何が言いたいかといいますと、窓口業務は民間かどこかに丸投げで委託できればいいと思います。本当に難しい戸籍の業務というのは改製原戸籍とか、過去にさかのぼっていったり、難しいものがあるのですが、普通の窓口業務は丸投げでもある程度いけるのではないかなと思います。

今日の資料に出てきた地方独法に公権力の行使も含めた窓口業務も全部丸投げでというのは、選択肢としては十分あり得るし、自治体が選択したらいいのではないかなと思います。ただ、さっきも行政課長がおっしゃいましたけれども、地方独法の今の仕組みを大幅に変えていかないと公権力の行使にかかわるものが本当にできるのかどうなのかとか、それから窓口業務はそもそも今の類型にないのも事実ですし、いろいろな問題点はあるのかなという感じがします。

あと、窓口業務を考えるには、単に窓口だけの問題を考えるのではなくて、例えばコンビニ交付とか、自動交付機による交付とか、中山間などは郵便局に委託などをしているのです。だから、そういったもろもろのことも考えながら、その延長としてこういった選択肢もあり得るのかなという感じがします。

さらに地方独法が仮に選択肢としてあり得るのなら、出資比率が一定以上の外郭団体でもやれそうな気もします。かといって、やはり本庁のほうにはきちんとした管理者を置いておかないといけない。今の窓口業務の民間委託の仕組みでも、公務員の適切な管理のもとに窓口業務をやらなければいけないという通達があったと思いますけれども、適切な管理を残す仕組みを考えつつ、大部分は地方独法などでやってもらう。地方独法などがやることによって、職員さんが固定しますので、かえって専門性が身につくと思います。

今の仕組みは、例えば市役所の建設課でもどこでもいいのですが、そこにいた正規職員がいきなり住民課に来て、一から勉強して、また3年たったら帰って行って、一方、非正規の人は大体2年で終わりでしょう。これでどんどん担当者が変わっていつているから、かえって現場が混乱している。地方独法みたいところで、管理する人は公務員のOBがいて、あとは窓口業務の専門職みたいな人が育っていくほうが制度としてはうまくいくのではないかなみたいなことを思いました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 まず、公権力の行使が関係してくるから独法でという議論が出てきたわけですが、指定管理者も公権力の行使を実際に行っています。どんな業務をどう外部に出すかという話でいった場合、指定管理者制度が使えるものと、当然使えないものとありますから、指定管理者制度はそもそも公の施設の管理ということで限定されてきているので、これを少し広げて、それが可能かどうかわかりませんが、今でも例えば図書館などは窓口業務から連続して仕事をやっているわけですから、そういう窓口業務を含めた一定の事務処理をしなくてはいけない指定管理者が結構ふえてきているので、「指定業務執行者制

度」とか、あるいは「指定代行者制度」みたいな、民間委託に指定という要素を加えるような制度というものを考えるといいのではないかと考えます。独法というのは現在、122ということですので、余り使われていませんが、指定管理者制度はもう7万を超えている経験がありますので、これを少し広げたほうが、独法の新しい法律を改正して何か業務を加えるよりも、指定管理者制度を広げたほうが普及するのではないかというのが1点です。

その場合、指定管理者制度を調べている人から話を聞いたのですが、最近では公民館などで、その施設を借りたいという場合に、問題が起きるから中止をするというような、公権力の行使の問題となるような事例が出てきています。そうすると、苦情の処理とか、情報公開とか、個人情報の保護とか、そういうことがかかわってくるものがしばしば事例として出てきているわけですが、そのときに指定管理者では全部できない場合が多々あります。要するに情報公開の手続というのは比較的難しいですから、指定管理者として受けたけれども、個人情報処理を自治体と同様にやっていく力がない場合が多いようでありま

すが、そういうことを考えていくと、小林委員が言われた自治体の職員が一番よくわかっているので、部分的に手伝いに行くとか、出向するとか、こういうことが柔軟にできるというのかなと思っています。今は指定管理者に一時的に自治体の職員が出かけていくというような制度はないと思います。いろいろな事例を見ると、情報公開の手続は、自治体のほうでやっているとか、あるいは苦情処理は自治体のほうでやっているということもあるようですので、指定管理者に対して自治体が部分的に支援できるような、柔軟な仕組みがあるとずっと指定管理者制度が活用できる。指定管理者は、行政がやっているのに近い形で適正な手続等が確保できるのではないかと。逆に言うと、そういう柔軟な自治体の指定管理者やNPOに対する、支援の制度があればよいのではないかと。民間委託をやっているところも同じような問題が起きるかもしれないので、自治体と外部の団体との関係の、自治体が適正な手続を実施するために必要な手段がとれるようなことを考えていかないといけないのではないかと考えています。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。幾つかアイデアをいただいたと思います。制度的なところは果たしてどれが最も仕組みやすいとか、どれが需要喚起しやすいとか、いろいろ詰めていかなくてはいけないところがあります。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

勢一委員、お願いします。

○勢一委員 私からは、1つ表現ぶりについての質問と、1つは意見を申し上げたいと思います。

表現についての質問ですが、4ページの下から2つ目の項目で「圏域における相互依存関係」に関する記述で「相互依存の関係であることの認識を前提とした深い信頼関係が必要ではないか」というまとめをしていただいています。ここの「深い」という表現に含まれる要素といいますか、内容について少し御説明をいただければと思います。連携に関す

る相互の市町村の関係には、いろいろな関係性はあると思いますが、「深い」と追加をする表現に含まれている要素は何であるかという点が少し気になりました。同じ表現が5ページの最初の項目にもありますので、この点を教えていただければと思います。

もう一つ、意見のほうですけれども、こちらは都道府県の役割と関与のあり方についてです。伊藤委員が既に御指摘くださいましたが、まとめの中では、市町村間の自主性を基本としつつもとありますが、都道府県の役割が大きいようにつながり要素がたくさん出てきています。例えば5ページの下から3つ目の項目などは「連携中枢都市圏等の形成における都道府県の役割」ということで「話し合いを基本としつつ、都道府県は、関係市町村から求めがある場合等に必要な連絡調整を積極的に果たす」という形になっています。また、11ページの一番下の項目におきましても「広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべき」という形で示されており、こういう表現をそのまま見ますと、都道府県の役割とか関与が求められそうな印象がございます。

自主性を基本とするといいますが、実際に市町村の間でどこどのような連携をするかを考える場合には、恐らくその地域の歴史的経緯、現場の事情を聞きますと、藩政時代にまでさかのぼるような地域の歴史も関係するという話もありますし、また、その後、市町村合併なども含めた経緯を背景とした関係性があります。市町村間の関係性を前提として自主的にということになれば、地理的状况からは連携したほうが良いような自治体間の連携が自主的には起こらない可能性もあり得るかだと思います。そのような場合に、果たして都道府県が何らかの関与をし得るのか、そのような仕組みを置くべきか否かというところはもう少し丁寧に議論をすることが必要かなと思います。

以上です。

○長谷部委員長 最初の「深い」という言葉には何か深い意味はあるのかという話ですが、それはいかがですか。

どうぞ。

○宮地行政課長 ここは相互依存の関係という御意見を幾つかの方からいただいたことを踏まえたものでござります。連携中枢都市圏の取り組みなどもメニューが挙がっていて、それで中心都市の果たすべき役割というものがあって、それにメリットを見出すので、中枢圏域を形成していこうということになるかと思うのですが、よく言われますのは、中心都市のほうが負担が重過ぎるのではないかと、あるいは周辺の市町村は取り込まれていくのではないかと、そのようないろいろな懸念がありますが、そうしたものを払拭するためには、こうしたもともとの相互依存関係を認識する、本質的なところを理解した上で、そういう信頼関係の上に立って進めていくべきではないかという意味合いを込めたつもりでござりますが、また適当な表現があれば御指摘をいただければと思います。

○長谷部委員長 辻委員、いかがですか。

○辻委員 大分議論も出尽くしている感がありますが、私のほうから細かいところも含めて幾つか御指摘したいと思います。



まず、1 ページ目の真ん中のところに「居住地域の6割以上で人口が半分以下、さらにその1/3（全体の約2割）」という記述があるのですが、この「全体」というのは、今、人が住んでいる居住地域全体の約2割という意味だと思うのですが、これは誤解のないように表現したほうがいいのではないかと思います。居住地域の数え方も1平方キロメッシュで見たときにどうなるかということで、これも正確に説明しないと誤解を招くことがあります。本文になると詳しく書くのかもしれませんが、誤解のない記述にしてほしいというのが1点です。

2点目は、先ほどから議論が出ています3ページの「都道府県の役割」のところになります。私も、今回、都道府県の役割については積極的に考えるというよりも、現況がどう変わってきているのか整理をする必要はあるのではないかという気がしています。今、自治法に規定されている都道府県の役割は3つありますが、一方で、都道府県の財政的な役割は、少し前に後期高齢者医療制度の創設の中で、大きくなって、今度は国保の都道府県移管によっても、また、その財政的役割は大きくなりました。こうしてくると、従前からある県費負担教職員だとか、警察職員の人件費などもプラスして、財政的には条件不利地域の団体ではなくて、かなり広範な領域において、しかも、今まで以上に多くの財政リスクを負っていかなければならないことになりました。

このことが果たして今の記述の中に全て言い尽くされているかということ、そこは違う感じがします。都道府県も特に医療福祉の役割に関して、大きい役割拡大の局面に入ってきている感じがします。今後の人口減少社会における市町村との関係からすると非常に大きいので、そのことについては、書くか書かないかも含めて、もう少し整理をしたほうがいいと思います。

3ページの「・」の下から3つ目の「人口減少社会においてリソースが限られる中で、ミスの増大」と、どんどん人が足りなくなってミスがふえていって大変なようなニュアンスになっています。しかし、ここは、もう少し正確に言うと、昔は人海戦術でやっていた事務がみんな今、IT化して、システムを導入するようになっていて、昔は小さい市町村なら市町村なりにいろいろ人のやりくりをして工夫していたのですが、今はシステムを入れなければだめなので、これで初期費用が自動的に決まってしまう。そして、そのシステムを動かすためには、そのノウハウを持っている人も限られていて、これも派遣で来たりということで、小さい市町村が独自に事務を工夫して節約する余地が狭くなってきて、システム導入とともに、コストが節約の余地なく高めに決まってしまうということです。こういう状況の中で、工夫の余地が低くなってきて、独自にいろいろできなくなってきているところが一番大きな要素ではないかと思います。ここから、システムなどを中心にもう少し広域で利活用できないかという発想が出てきます。この最終結論は、このままでいいのですが、ミスという言い方を変えて、実情にあった理由の記述にしたほうがいいと思います。

これに関連して少し飛びますけれども、8ページのところに、都道府県の補完業務の対

象を、「人口減少を見通しながら、計画的に考える必要がある」と述べています。これは総論としてはまさにこのとおりだと思うのですが、先ほど記述にあったように、居住地域の半分以上で人口6割減ということですから、職員も、相当減少するわけです。その中で一部民間委託をしたり、仮に独法などを使って共通にやったりすると、弱小町村では、果たして職員は何人残るのかという話にもなってきます。

こうした中で超長期におよんで計画的に人の配置まで含めて、何を補完の対象業務とするのかを確定するのは、実際には、難しいのではないかと思います。また、人口減少の中でそのサービス供給自体を維持すべきかどうかという政策選択の問題もあります。そう考えますと、ここのところの記述をもう少し現実に近づける工夫すべきだと思います。

9ページのところに行きまして、最後のところで先ほどから話が出ている独法の話となります。先ほど言ったシステムの状況などもありますので、物によっては市町村の垣根を超えて広く活動できる民間団体や独法が業務を提供するのは非常に必要なことで、まず、そここのところを強調すべきではないかと思います。

こうした中で問題は、公権力の行使にかかわる部分です。先ほど武藤先生が言われたように、指定管理者制度創設のときにも公権力の行使をどうするかというのは非常に議論になりました。今でも運用に曖昧なところがあって、結構多いのは、公権力の行使を除く部分に関して包括的に民間委託できるという記述になっているというものです。道路などの公共施設がそうです。その結果、包括管理や指定管理に制度的には門戸が開かれているが、実体的には包括委託があまり進んでいないという状況になっています。どう考えていったら、本当に実効性の高い指定管理が普及していくのか。国で言えば、URのように、公権力を行使できる民間人があり、そういう独法を地方においても構築していくことが重要であると思います。

最後に、12ページのところで、東京圏と地方圏の絆の話があります。最後にこういう話があることを否定するわけではないのですが、今までの市町村行財政の話に比べると、少し牧歌的で、やや次元の違う話がかかれていています。これを全体の中でどう位置づけて考えていくかは、再考の余地があるのかなという気がしました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

田中委員、いかがですか。

○田中委員 ありがとうございます。

議論していく上で目指すところは圏域全体の経済成長だったり、住民への生活サービスの向上というところが趣旨にあると思うのですがけれども、その中で今、論点整理していただいた文章の中に経済成長を意識した視点というものが少しまだ書かれていないかなということに気にしてしまっていて、前も、例えばですけれども、きょうも御意見が出ている、手法として効率化していかなければいけないですし、効果的なサービスのために民間委託等の記述等が3ページぐらいからずっとありますが、前々回お示しいただいたICTを利用した

データベースですとか、そういうシステムを県なり、広域なりでサポートして、地域の業務を補うような、そういうやり方が、ここの中には、もしかするとインフラとして考えられているのかもしれないですけども、ICTという言葉が出ないので、そういうことも入れてもらって、データベースとかマニュアルとかを使った上での効率化で、ノウハウだとかはこれまでどおり自治体等に蓄積されていくという視点は一つ大事ではないかということを考えています。

多分、8ページの「補完の方法」のあたりで少し書かれてはいるのかなと思ったのですが、効率化すべきところと、効率化ができなくて人手が必要になってくるところと、そのあたりが少しまだ整理されていない。私自身も整理できていないのですが、そういうところがあるかなと思っていて、消去法的なというか、しょうがないのでそれに対する事務をどうするかみたいな感じになっているところを、住民視点とか住民参加で、こういう中でも経済成長させられる地域経営というところの、経営という言葉を使うのであれば、めりはりをどうつけるかという観点が必要かなということを感じています。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員 今、田中委員もおっしゃったところと少し関連していくのですが、きょうもたくさん資料をいただいて大変勉強になりました。特に関心を持ったのが、参考資料1、連携中枢都市圏等関連資料の3ページに岩手県の事例で、これが全国的に典型的なものかどうかはちょっとわからないのですが、すごくきれいに相関が出ているなと思いました。要は有効求人倍率の差、つまり、岩手県が景気がよいときは人口が増える。人口の問題を考えると、人口全体の絶対数が上がり下がりするという話と、水平的にどこに移動するかという話の2通りがあると思いますが、岩手県の事例が示すのは、やはり景気がよくて雇用がよければそこに人が集まるということ。それは数千人規模の移動なのだから、出生率等の底上げも大事ですけども、短期的には経済の動向がやはり大きなインパクトを与えると感じました。

参考資料4の三大都市圏等関連資料の19ページ等で、東京都の市郡部における変動要因別を見ましても、先ほどの岩手県の例もそうなのですが、ちょうど潮目がバブル経済が崩壊した1997年にある。そこで新規に流入してくる人たちの属性が、都の中での移動ではなくて、別の県からの移動となっていて、多分、違う地域で雇用がなくなって東京に入ってきて、市郡部に住むという流れがこのグラフから読み取れます。先ほど田中委員もおっしゃったように、この地方制度調査会の主眼ではないかもしれませんが、地域的な経済活性化がインパクトとしては非常に大きいということを感じました。

その点では、今回の論点整理の議題にありますように、いろいろな地域での連携中枢都市であるとか、定住自立圏といった地域、地域の拠点となり得るような都市のエリアを盛り立てて、いかに人が住みやすくするかという対策が最も重要になってくるということが飲み込めました。

先ほど来、先生方が御指摘のように、こちらの論点整理の中での都道府県との関係という中で私も感じましたのは、都道府県の中でもそういった連携中枢都市圏とか、定住自立圏といったところで活躍できるような都市部というのは比較的人が集まる可能性がある。その部分の自立性が高まっていく中で、都道府県には自立できない部分の自治体を補完せよという、都道府県の立場からすると、経済的に厳しいところのケアをするばかりで、活性化している都市への関与が薄くなる。ですので、都道府県に厳しい状況の自治体の補完やサポートを期待するなら、インセンティブというのでしょうか、積極的にしなければいけない理由があるのかなというところが若干気になったという次第です。

先ほど資料でいただいた連携中枢都市圏の例として、広島県福山市と三原市の関係が見えましたがけれども、こういったところはもともと商圏というか、経済圏が近くて、市長さん同士のイニシアチブでやっていると思われれます。そうすると、県との調整ですとか、そういったことがなくてもできるところはできたり、あるいはそういった広島の東と岡山の西では商圏がつながっているの、県をまたいででもそういうエリアをつくりたいという考えも地域にあるでしょう。そうすると、都道府県の役割というものが、先生方の御指摘にもあったように、どのように定義して、提案していけばいいのかなというところは今後、考えるべきだなと思いました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。福山については多分、藩が違うということもあるのかと思います。

鎌田委員、いかがでございましょうか。

○鎌田委員 ありがとうございます。

今までの全体の議論についても感じるのですけれども、同じやり方を前提とした議論がずっと継続されているような文章になっているのが気になりました。例えば2ページ目に、これは別に2ページだけの話ではないのですが「持続可能な形で人々の暮らしを支える行政サービスを提供する必要があるのではないか」ということは、これはそのとおりなのですが、リソースが限られる中でどうするのかと、このリソースが限られるということが何回も何回も出てくるのです。人口が減少する中で、やり方が同じであっては同じサービスができるはずもなく、そこから導き出される結果がやはり連携だけなのかなというのは非常に疑問を感じています。連携が1つの形ではあるとは思いますが、連携だけで、やはりこれが20年後、30年後ももつとはとても思えませんし、連携したところ同士が沈没していくというような時代の数字をたくさんいただいています。先ほど来、田中委員、辻委員のほうからも出されていましたが、ICTやシステムの部分も含めた中で、仕組みを変えていくという議論が全然この中に入っていないのはどうしてなのかということに疑問に思いました。

あと、次のページもそうなのですが、「リソースが限られる中」はたくさん出てくる言葉なのですけれども、日本以上に人口が少ない、例えば北欧とかのこういった行政サービスの仕組みはどうなっているのか。そういった中でどうして満足度が上がっていくのかなと

ということが、私はちょっと勉強不足でわからないのですが、ふと疑問に感じました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

池内委員、いかがでございましょう。

○池内委員 大変いろいろな御意見が出たので、私のほうでは1点、先ほど田中委員のほうから出たお話とちょっと似ているのですが、3ページの「人口減少社会への的確な対応」の中で、地方行政体制を確立することが、人口食い止め策や課題対応策の両方の対策を的確にという形で書いてあるのですが、これは前のほうを読むと、どうしても課題対応策が主になっているような形を受けまして、例えば人口食い止め策であれば、先ほどのお話で、縮小するのだけれども、こうやって一緒にやることでサービスが今以上に向上するであるとか、ここでは文章的には行政サービスの提供というものを2ページに書いてあって、効率的かつ効果的という、効果的をそう受けとめるのかなとは思っているのですが、ただ、先ほど経済成長というお話もありましたように、もしよかったら、こういうことをすることで食い止め策になるのであれば、もう少し成長度の高いものを入れていただくといいかなということを書いて読ませていただきました。

最後の12ページでございますが、「東京圏と地方圏」ということで書いてありますが、討論の中で一極集中が大変大きな課題であるというお話があったかと思うのですが、それがこのまとめになるのであれば、これはちょっと弱いような気がして見せていただきました。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

碓井先生、いかがでしょうか。

○碓井副会長 きょうは地方独法から始まって、指定管理者とか、その辺の議論がかなりありました。飛びつかれると困るのですが、指定管理者の場合には、公の施設について当該地方公共団体が指定をする。そういうシステムなのですが、御存じのように、建築確認につきましては、指定確認検査機関というものがあって、あらかじめ都道府県をまたがる場合には国土交通大臣、1つの都道府県内の場合には知事が法人を指定しておいて、建築をしようとする者が建築確認の申請をする際には建築主事に申請するか、指定確認検査機関に申請するかという選択ができる仕組みになっているわけです。

そういう発想からいくと、今回の問題はクライアントになるのは市町村ということになりそうなのですが、市町村があらかじめ指定されている法人に一定の業務を委ねることができる。こういう仕組みが一応考えられることは考えられる。その場合に、今までのスタイルからいけば、個別法対応ということになりそうなのですが、地方自治法レベルで、あるいは地方制度調査会が音頭取りをして、そういうものをもっと広げて活用すべきだという提言は考えられるかもしれないという気がいたしました。余り飛びつかれては困ると思います。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

いろいろ御意見を頂戴しましたが、そろそろ時間が少なくなってまいりまして、もうこ

れで締めても。

では、佐々木委員。

○佐々木委員 連携、連携、連携と塗り潰されていますけれども、連携がうまくいくことを前提に考えればそれでいいのですが、やはり基礎自治体が人口減少の中でも自立していきけるような、例えば分権をより進めるとか、その種の話は全くなくて、それは合併に変わる、合併疲れ後の連携なのかもしれませんが、腰の入らない連携圏を形成して、その中心都市が頑張ればいいのだという話かもしれませんが、一つは地方創生的な話で自立できるような地域をどうつくっていくかという話と、公共サービスをあるスケールを確保して担保するかという話と、地方制度調査会とはいっても、別に地方創生活活性化の話をして問題はないわけで、その両面をにらむと、地方分権とか、自立性を確立していく議論というものが全くネグれているかなという感じがするのです。そういうものもきちんと見るべきではないかと私は思います。

○長谷部委員長長 どうもありがとうございました。

それでは、これで締めさせていただきます。よろしいでしょうか。

次回でございますが、6月12日金曜日、午前10時から開催することにいたします。引き続きまして、審議事項、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方。本日の御議論を踏まえまして、引き続き総括的な論点整理を進めてまいりたいと思います。開催に際しましては、改めて事務局から御連絡が参りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会をお開きとさせていただきます。

どうもありがとうございました。